

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 山本 修 様 〒100-0004 日本国 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町 ビル206区 ユアサハラ法律特許事務所	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 FA0030-19398	発送日 (日.月.年) 19.05.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/007338	国際出願日 (日.月.年) 25.02.2020	優先日 (日.月.年) 02.04.2019
国際特許分類 (IPC) G03F 7/20(2006.01)i FI: G03F7/20 501		
出願人 (氏名又は名称) サンエー技研株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 23.04.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 長谷 潮 2G 3907 電話番号 03-3581-1101 内線 3226
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-3, 7-9	有
	請求項	1, 4-6, 10	無
進歩性 (IS)	請求項	7	有
	請求項	1-6, 8-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1

JP 63-154352 A (日本光学工業株式会社) 27.06.1988(1988-06-27)
 第1頁右下欄第1行-第2頁左下欄第14行, 第5-6図
 & US 4928936 A
 第1欄第19行-第2欄37行, 第1-2図

文献2

JP 2006-248651 A (株式会社 シーズ) 21.09.2006(2006-09-21)
 [0041]-[0045], 図4, 7-8
 (ファミリーなし)

文献3

JP 63-021649 A (サンエー技研株式会社) 29.01.1988(1988-01-29)
 第4頁左上欄第5行-第5頁右下欄第10行, 第1図
 & US 4842412 A
 第19欄第31行-第21欄第19行, 第20図

文献4

JP 2011-081317 A (サンエー技研株式会社) 21.04.2011(2011-04-21)
 全文全図
 & CN 102063020 A
 全文全図
 & KR 10-2011-0039187 A
 & TW 201128318 A

文献5

JP 2006-192520 A (富士写真フイルム株式会社) 27.07.2006(2006-07-27)
 全文全図
 (ファミリーなし)

・請求項 1, 4-6, 10

・文献 1

文献1には、基板(文献1に記載された「プリント基板13」が相当)を露光する露光装置(同「パターン描画装置」が相当。第1頁右下欄第2行-第2頁左上欄第18行及び第5図を参照。)において、前記基板を吸引吸着して保持する保持面を有する基板ホルダ(同「吸着台24」が相当。第2頁左下欄第2-14行を参照。)と、前記基板ホルダを、前記保持面に直交する方向に移動させる駆動機構(同「アクチエータ25a, 25b」が相当。第2頁右上欄第14-17行を参照。)と、前記保持面に直交する方向に変位しないように配置される基板押さえ部材であって、前記基板ホルダに保持された前記基板が前記駆動機構により前記基板押さえ部材に押し当てられたとき、前記基板の露光領域を避けた位置で前記基板と当接する基板押さえ部材(同「基準部材23a, 23b」が相当。第2頁左下欄第2-14行及び第6図を参照。)とを備えることが記載されています。したがって、文献1に記載された発明と、請求項1に係る発明とは、差異がありません。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

請求項4及び6に記載された限定事項は、文献1に記載した事項です。「基準部材23a, 23b」についての文献1の記載に照らして、2つの「基準部材23a, 23b」は、固定されているものとするのが自然です。

請求項5に記載された限定事項は、文献1に記載した事項です。当界面23a, 23bが請求項5に記載された「平坦面」に相当します。

請求項10に係る露光方法は、カテゴリー違いの請求項1と同様に判断されます。

よって、請求項1、4-6、及び10に係る発明は、文献1により新規性、進歩性を有しません。

- ・請求項 8
- ・文献 1

請求項8に記載された限定事項について検討します。

文献1には、2つの「アクチエータ25a, 25b」は、「吸着台24」の外寄りの下面において上下駆動することが第6図に図示されています。駆動機構の位置を外周にすることは、技術の具体化において当業者が適宜選択し得る設計変更です。

よって、請求項8に係る発明は、文献1により進歩性を有しません。

- ・請求項 2-3, 5-6, 8, 10
- ・文献1-2

請求項2-3に記載された限定事項について検討します。

文献2に例示されますように、基板ホルダに基板を押し当てる基板押さえ部材を進退可能とし、基板の搬出入時には、前記基板押さえ部材を退避位置に設定することは、周知です。

文献1に記載された発明において、前記周知技術を用いて、前記基板の搬出入時に前記基板押さえ部材が邪魔にならないようにすることは、当業者であれば容易に想到することができたことです。

よって、請求項2-3、5-6、8、及び10に係る発明は、文献1-2により進歩性を有しません。

- ・請求項 9-10
- ・文献 1-3

請求項9に記載された限定事項について検討します。

文献3には、露光装置の稼働率を低下させないようにするために、第1の露光部45及び第2の露光部46に基板41, 42を交互に搬送する(第4頁左上欄第17行-右下欄第1行を参照。)とともに、第1の露光部45及び第2の露光部46では1つの露光手段を共用する(第5頁左下欄第9行-右下欄第10行を参照。)ことが記載されています。

文献1には、プリント基板13を固定してy方向に移動する移動ステージを備えること(第2頁左上欄第11-18行)が記載されています。

文献1に記載された発明において、露光装置の稼働率を低下させないようにするために、文献3に記載された技術事項を用いることは、当業者であれば容易に想到することができたことです。

よって、請求項9-10に係る発明は、文献1及び3、又は文献1-3により進歩性を有しません。

- ・請求項 7

請求項7に記載された「基板押さえ部材は、基板に設けられた複数の露光領域に対応する領域が開口した格子状の部材である」という技術的特徴は、文献1-5のいずれにも記載されておらず、文献1-5から自明なことでもありません。

よって、請求項7に係る発明は、文献1-5に対して進歩性を有します。